

佐賀県告示第253号

佐賀県同和对策推進協議会設置規程（昭和48年佐賀県告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(幹事及び幹事会)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 幹事は、政策調整監（<u>主として政策の調整を総括する佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第22条第2項に規定する政策調整監</u>に限る。）、広報広聴課長、危機管理防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、市町支援課長、さが創生推進課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和对策課長、福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、こども未来課長、産業政策課長、産業人材課長、農政企画課長、生産者支援課長、農産課長、農山漁村課長、農地整備課長、水産課長、県土企画課長、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び保健体育課長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(幹事及び幹事会)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 幹事は、政策調整監（政策の調整を総括する<u>政策調整監（甲）及び政策の調整を推進する政策調整監（乙）のうちから、政策部長が指名する職員</u>に限る。）、広報広聴課長、危機管理防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、市町支援課長、さが創生推進課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和对策課長、福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、こども未来課長、産業政策課長、産業人材課長、農政企画課長、生産者支援課長、農産課長、農山漁村課長、農地整備課長、水産課長、県土企画課長、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び保健体育課長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この告示は、令和2年10月7日から施行する。